

令和3年第4回玉城町議会定例会会議録（第3号）

- 1 招集年月日 令和3年9月14日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 令和3年9月17日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1 番 福田 泰生	2 番 渡邊 昌行	3 番 谷口 和也
4 番 津田久美子	5 番 前川さおり	6 番 山路 善己
8 番 北 守	9 番 坪井 信義	10 番 奥川 直人
11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 （1名）

7 番 中西 友子

- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 田間 宏紀	教 育 長 中西 章
会計管理者 藤川 健	総務政策課長 中村 元紀	税務住民課長 山下 健一
保健福祉課長 奥野 良子	産業振興課長 里中 和樹	建 設 課 長 真砂 浩行
教育事務局長 梅前 宏文	上下水道課長 平生 公一	病院老健事務局長 竹後 哲也
地域づくり推進室 中川 泰成	防災対策室長 見並 智俊	地域共生室長 中西扶美代
生活環境室長 山口 成人	監 査 委 員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 中西 豊	同 書 記 宮本 尚美	同 書 記 中村 修穂
-------------	-------------	-------------
- 8 日 程
 - 第 1 会議録署名議員の指名

2 番 渡邊 昌行 君
3 番 谷口 和也 君
 - 第 2 議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定について
ないし
議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
 - 第 3 議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について
(質疑)
 - 第 4 議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について (質疑)
 - 第 5 議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算 (第4号) (質疑)
 - 第 6 議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第2号)
ないし
議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第1号)

- 第 7 請願第 1 号 義務教育費国庫負担制度の存続と更なる充実を求める請願
ないし
請願第 4 号 防災対策の充実を求める請願
- 第 8 発議第 6 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求め
る意見書の提出について

(午前9時00分 開会)

◎開会の宣告

○議長(風口 尚) ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しております。

よって、令和3年第3回玉城町議会定例会3日目の会議を開きます。

本日の定例会に7番 中西友子議員から会議規則第2条の規定に基づき欠席届が提出
されておりますので、ご報告いたします。

本定例会も通告制に基づき質疑といたしておりますので、通告のない議案につきましては
省略いたします。

また、執行部においては関係職員のみが本会議場で臨席をしております。他の職員は
待機とします。質疑者、執行部ともに簡潔な質疑、答弁に心がけていただき、時間短縮
にご協力願います。

また、執行部の答弁は飛沫感染防止のため、自席にて着席したまま行ってください。
町議会に関わる皆様の健康と安全を最優先とし、飛沫感染防止につながる行動として、
ご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(風口 尚) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

2番 渡邊 昌行 君 3番 谷口 和也 君

の2名を指名いたします。

◎日程第2 議案第52号ないし議案第66号

○議長(風口 尚) 次に、日程第2、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳
出決算の認定についてないし議案第66号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一
部改正については質疑の通告がありませんでしたので、省略いたします。

◎日程第3 議案第67号及び日程第4 議案第68号

○議長（風口 尚） 次に、日程第3、議案第67号 玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について及び日程第4、議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託については、質疑が通告があります。同一内容であるため、一括議題といたします。

13番 小林豊君の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 13番 小林豊です。

ただいま議長から質疑のお許しをいただきましたので、議案第67号、68号、玉城町の水道施設の伊勢市民の利用に関する協議について及び伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託について、共通の課題かと思いますので、一括して質疑させていただきます。

この内容につきましては、十分理解するところではありますが、申請の位置図を見ますと、四方が玉城町に囲まれている、本当に玉城町地内の飛び地というような格好になると思います。こういった場合に、この協議に入る前に、地区化編入と言うのですか、この土地を玉城町にどうですかというような協議を相手方の伊勢市、また申請者との間で行うことはできなかったのか。また、行ったが結果的にはこういうことになったのか、この点について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 上下水道課長 平生公一君。

○上下水道課長（平生 公一） 上下水道課長 平生。

小林議員の質問にお答えするに当たり、このたびの土地利用の経緯も合わせて申し上げます。

昨年12月、対象区域の整備計画と下水道への接続について事業者より相談があり、以降伊勢市とは情報を共有してまいりました。明けて5月には、施設の建築の概要が示されたことで、伊勢市とさらに協議を重ね、その結果、下水道区域外からの流入、また上水道の給水区域を変更することでまとまりましたので、委員の仰せの対象区域の玉城町編入については議論に至りませんでした。

以上です。

○議長（風口 尚） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 今、担当課長のほうから議論に至らなかったという答弁がございましたが、こういう事案が上がった場合に、それは担当課ではなく、執行部というか、最悪と申しますか、町長、市町長、総務課長のほうで協議すべき事案ではなかったのでしょうか。

この点について、再度お伺いしたいと思います。

○議長（風口 尚） 総務政策課長 中村元紀君。

○総務政策課長（中村 元紀） 総務政策課長 中村。

この案件につきましてでございますけれども、今、小林議員おっしゃるように、地域編入の関係で協議をしなかったのかということでございますけれども、過去にも地区編入している部分というのはございました。その案件見ますと、そこ今住宅が建って、多くの方が玉城町の行政サービスを受けるよりも、伊勢市のほうの行政サービスを受けたほうが利便性があるということの中で協議がなされて、週3で協議をした中で編入がなされたという過去の経緯がございます。

今回の案件につきましてですけれども、今後、再度協議がするようにはさせていただきますけれども、現時点での考え方といたしましては、特にこの区域を編入しないことによって、行政上特段問題がない、また、需要者の方に対しても不利益がないというふうに考えておりますので、今回は事前にとすることはやりませんでしたですけれども、再度ご提案ございましたので、協議をさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（風口 尚） 13番 小林豊君。

○13番（小林 豊） 編入となると手続的に非常に難しいというのも十分理解するところなのですが、行政的に、ただいま総務課長のほうから何ら問題がないというようなことをおっしゃいましたが、提案理由を聞いていますと、この土地利用につきましては、介護、老人施設というような位置づけという話も聞いています。そんな中で、本当に玉城町内で老人福祉施設ができるとなると、介護保険計画、今、担当課長は席にはおりませんが、そういうことにも何らかの影響があるのではないかと、このように考える次第です。ぜひとも、今からはなかなか難しいかも分かりませんが、市と申請者との協議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（風口 尚） 答弁よろしいですか。

これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第69号

○議長（風口 尚） 次に、日程第5、議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、質疑の通告がありましたので、議題にいたします。

これから質疑を行います。後日、予算決算常任委員会において詳細な審査をいただくこととしておりますので、ここでの質疑は町長の提案理由の範囲を対象に行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 異議なしと認めます。

したがって、質疑は議案第69号についての町長の提案理由の説明の範囲を対象に行います。

8番 北守君の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 8番 北守君。

○8番(北 守) 8番 北。

議長の許可をいただきまして、質疑をさせていただきたいと思います。

議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第4号)、これについての10款教育費 5項保健体育費のお城広場改修工事請負費が3,252万7,000円計上されております。副町長の説明の中でも、お城広場の改修については、芝から土のグラウンドに改修すると説明がありました。その程度の説明でしたのですけれども、グラウンドについてもいろんなグラウンドがありまして、土でもいろいろあると思いますけれども、改修される概要も工法とかいろいろあると思いますけれども、そういうことを1点目、お聞きしたいと思います。

○議長(風口 尚) 教育長 中西章君。

○教育長(中西 章) 教育長 中西。

今、北議員から、お城広場の改修についてご質問がありましたが、経緯から少しお話しさせていただきたいと思います。

教育委員会が管理しているグラウンド等についてですが、小・中学校のグラウンド、それと中央公民館のグラウンドですね。それとお城広場というふうに考えています。その中で、今まで小・中学校のグラウンドの改修と、昨年度中央公民館のグラウンドを改修をしてきたということで、今年度、お城広場の改修に入るということをご理解願いたいと思います。

まず、お城広場については、旧田丸小学校の運動場、大体平成10年頃に改修がされたと聞いています。これまで中学校の部活動や少年サッカー、時には保育所さんが散歩に来られている、一般の人も散歩に来られていた方も見えました。そういう使用状況の中で、今現在グラウンドがどのようになっているかといいますと、排水力や草の根っこが張ってしましまして、芝以上にシロツメクサとか雑草が生えているのが現状です。それでもきれいに刈って、使いやすいようには努力はしてきたのですが、サッカーをしている、特に中学校の先生に聞くと、株ができていますので危ないということをお聞かせいただいています。スポーツ少年団の知り合いの方に少し聞いたのですが、土でも十分できると思いますというふうなお返事をいただいたので、土の方向で考えていこうということです。

もう一つ、4年目に町民体育祭をお城広場でしたのですが、その中で、中学生が滑って骨折をするという大けがにつながったので、町民体育祭のほうも中央公民館のグラウンドで3年前に行いました。去年、今年とコロナで体育祭は中止になっていますが、今後、そういうことが起きる可能性もありますので、土のほうにしていきたいと思います。

工法のほうですが、今回は利用部分、あのお城広場の広さが7,822平方メートルあり

ます。そのうちの6,670平方メートルを土に変えるということです。少し周りの方には今ある芝をそのまま残していくということです。これは、保育所の子供たちがお城広場へ来たときに、虫とか花とか草とか、そういう自然にも触れるということも、ちょっと考えていきたいなということで、そういう工法をしております。

それと、工事といたしましては、利用部分の表面を20センチほどすき取ります。そこから10センチで砂利とかそういうものを入れていくわけですが、その上に砂、そして上層部にグリーントップという昨年度中央公民館のグラウンドを改修したときにしたような工法でやっていきます。お城広場はスポーツの利用のほか、先ほど言いましたように、保育所の子供たちが遊びにきたりしているので、芝も残していきたいということで、旧プールの部分については、そのままにさせていただくつもりです。それが今の工事概要になります。

以上です。

○議長（風口 尚） 8番 北守君。

○8番（北 守） 芝も若干残していただくということで、大きな理由は凸凹というか、株が残っておるといふことの答弁で、工法については、イメージとして総合グラウンドと同じような改修の仕方をすると、こういうふうに理解させていただきましたので、それから、2点目に、県の指定文化財ということで、折を見ては文化財ということで、いろいろと制限、制約があるのですけれども、工事についても、どのような制限、制約が加わってくるのか、また、副町長のほうから、明許繰越しということで、今この予算を計上しますと、当然完成が来年度になっていくんやないかということで、そういう説明があったわけなのですけれども、いつ頃完成をされるめどなのか、それから、さらには工事中は少年サッカーということで、今もおっしゃってみえたのですけれども、また、野球とかグラウンドゴルフの団体さんとか、使用される場合があるわけなのですけれども、これは事前には当然説明される案件やと思いますけれども、この時期に代替のグラウンドを用意すると、そういうお考えがあるのか、その点をお伺いします。

○議長（風口 尚） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

県指定の文化財に関わって、工事に制約があるかということなのですが、ご存じのとおり、指定史跡内の工事を行うこととなります。現状変更を県に提出を6月30日にさせていただきます。そのときの県の回答を少しお話させていただきます。

中学校やスポーツ小のサッカーが使用しているので、維持管理のために土にしたいという申し入れをしました。将来は史跡公園として整備はしたいが、中学校が移転がまだ決まっていないので、中学校のサッカー部の使用頻度がとても高いということで、グラウンドとして使用するため、現状変更は可能ですかというふうに県のほうに申し入れをしました。平成8年に施策調査をしており、1メートルぐらい、旧小学校グラウンドの整地層が確認されております。遺構はその下ということで、20センチ今回掘削するわけです。

けれども、その部分については遺構を傷めないという県の見解であります。

県としては、ニーズがあって、当該地はBゾーンです。史跡の中にもAゾーン、Bゾーンがありまして、Aゾーンというのは天守のほう、石垣等です。Bゾーンの中にお城広場があるということなのですが、そのBゾーンとは、現状変更、その都度協議していく地域であるということで、県はお城広場として認めてもらったのですが、そういうことで県と協議をするということです。当面は現状の多目的広場のまま使っていきます。将来的に公園へ見直しをかけていく整備計画に変えていけばどうですかという助言もいただきまして、すぐに公園整備はできないので、長いスパン、10年から20年をスパンで、排水路も維持管理上必要であるということで認められるのではないかと、今これが県の回答でした。そういう部分で遺構を壊さない工法で行いますので、一応県のほうはいいでしょうという返事はいただきました。これが史跡の部分です。

それと、代替の部分については、グラウンドゴルフは中央公民館のグラウンドで今やってもらっています。中央公民館のグラウンドを改修したときに、お城広場でやってもらったのですが、がたがたしてすごくやりにくかったということもいただいていますので、今のところグラウンドゴルフは中央公民館です。そうするとサッカーですね。サッカーについても、グラウンドゴルフと同様に中央公民館の代替を考えています。それともし、少年サッカーのほうは、土日のグラウンドがいっぱいで使えない場合は、小学校のほうも想定をしておるところです。ただ、中学校の部活動については、昨日もちょっとお話ししてもらったら、部活動時間がこれから1時間を切ってくるということです。もしお城広場が使えない場合は、中学校のグラウンドのほうでできる練習を行っていきますというふうなことです。中学生については代替というか、それはちょっと今のところ考えていないということです。

工期についてですけれども、年度をまたぐかという微妙なところでしたもので、来年度に向けても一応予算できるようにしていただいたのですが、目標としては3月末には終えていきたいなというふうには、希望としてはそういうふうには持っています。できるだけこれからスムーズに進めていって、早く子供たちが利用できるようにはしていきたいなと思っています。

○議長（風口 尚） 8番 北守君。

○8番（北 守） 県の協議をしていただいたということで、遺構を傷めないという方法を、すかしても20センチ程度、そういうふうなことでおっしゃってみえたのですけれども。使われる団体、少年サッカーさんなんか特に多いように思いますので、そこら辺もやっぱりその間はちょっと不自由してもらおうかも分かりませんが、その点教育委員会のほうでご指導願いたいと思います。

次に、3点目ですけれども、あそこにある議会のほうからも何回か、そういう屋内体育館のこともありますので、体育館もあそこと一緒に建っておるわけなのですけれども、今回グラウンドの整備だけではなしに、体育館そのものも将来は公園やということで、

今、県との協議でおっしゃって見たようではすけれども、屋内体育館と、それから子供向けの遊具、やっぱり置かれておるわけなんですよね。それで、保育園のお子さんもということで、芝を少し残してということなのではすけれども、城山全体一体がやっぱりAゾーン、Bゾーンとおっしゃって見たのではすけれども、組織ということで、やっぱり調和を取っていく必要があるんじゃないかと思ひますけれども、その何か構想の中の一環として今回そういうふうにはげられたんかどうかということだけ最後にお聞きしたいと思ひます。

○議長（風口 尚） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

先ほどもちょっとお話させていただきましたが、今後、その城山公園としてお城広場ももっと公園化して、いずれはまた芝に戻す時期も来るかなというふうには思っています。体育館については耐震がないので、いずれは壊さなければならぬ。壊した後は建てられないということですので、もう少し公園化をしていきたいなと思ひます。

今のところまだそこまではいっていないので、今現在使っているスポーツ施設としての機能をもうちょっと充実していきたいなというふうには今考えておるところです。

○8番（北 守） ありがとうございます。

○議長（風口 尚） これで質疑を終わります。

次に、10番 奥川直人君の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（風口 尚） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） それでは、議長の許可を得ましたので、質疑をさせていただきます。

私は今の議案第69号の総務費のところ、交通安全対策費という形で、今回、区画線設置工事が提案をされておりますが、これ1,000万円かけてやるということで、確かにこの先般、千葉の通学路で事故があったという形で、先般の一般質問でいろんな方がそういう安全対策について質問をされておりましたが、通学路の安全対策でグリーンベルト等で対策を行うというふうなイメージで私はおるんですが、玉城町の今、グリーンベルトを設置されておるんですけれども、そのグリーンベルトの今回設置した以外にもそういうところがあるのかなというふうにも思ひますし、もしくは、通学路以外の子供たちが通うところで、やっぱりここ危ないなというところも対象になるのかなというふうなことも、そういう箇所も見受けられますので、これらを含めて地元のPTAの皆さんとか子供会の皆さんとか、そして学校とかという形で、こういう安全対策については協議をされて認定をされてきておると思ひるので、一つはその実施率、グリーンベルト実施率が玉城町どれぐらいになるんだということ、それから、そういう地元からの要望があるのであれば、今通学路になっているけれども危ない、それ以外でも危ないというところも対象に入れているのかというふうな、まずこの設置を今回工事、やっていただくわ

けですけれども、その基本的な考え方についてお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

今、議員仰せの通学路以外の町内全般の安全対策ということによろしいですか。

○10番（奥川 直人） いえ、今、通学路でグリーンベルト、のされようとしとるわけですやんか。そのときにグリーンベルトの今、通学路の中での何%残って、それをやるのか、やることも必要だろうし、できていないところがあるのであれば、それ以外、通学路以外にもそういう危険箇所もあるかも分からないということなので、その辺も対象に考えているのかというふうなことをお聞きをしています。今回の事業の中の中身としては、

○建設課長（真砂 浩行） 分かりました。

○議長（風口 尚） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

グリーンベルトなんですけれども、通学路につきましては、生活環境室、通学路を所管しておる教育委員会、それで私どもというふうな話で、3課で協議しております。方針といたしましては、通学路という指定の中で、全部今後マーキングしていくというふうな話でプログラム等を組み入れるというふうにご考えております。

議員仰せの全体の執行率、ちょっとごめんなさい、今のところ持ち合わせたデータございませんもんで、中止した図面は書いてあるんですけれども、そこまでちょっと集計いっていません。現状を申しますと、今回の千葉の発災を受けて、7月9日に国から通達で緊急の合同点検、緊急というのは、新たな視点で交通安全対策ということで、今回問題となりました大型車の抜け道になっている生活道路、幹線ではなしに生活道路で発災したということで、大型車の抜け道になつとるようなところ、直線でスピードの出やすいところなどの視点を加えて今回抽出した箇所が31箇所ございます。それで、それに通常の3年おきの合同点検でやつとるんですけれども、次回開催は令和4年なんです。それに加えて今回、警察と教育委員会、それと各道路管理者、当町では県道、町道というのがありますので、県と町というふうな形で、公道で点検を行って、今、対策については警察と協議してまとめておる次第でございます。10月にはその箇所について、今後どうしていくのかというのを取りまとめて、交通安全プログラムを改定する予定でございます。

以上です。

○議長（風口 尚） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） いわゆる予算を組んだということで、一応のプランができると。それは先ほどお話あった30箇所か31箇所なんか、それはもう少し検討して吟味しながら、ほぼそれで1,000万円ぐらいという形になるんだろかなという計画かなと思っています。しかしながら、先ほどいろんな抜け道とか、いろんなことも考えていくとい

うことは本来は通学路が抜け道になっておるとか、そういうことも調査もするよということですね、大型車が通るとか。ということで、事故というのは、私もどこで起こるか分からないというふうな現状なんで、それに今回は対処いただくということで、玉城町の子供たちの児童の交通安全を守るために、通学路だけでいいのかなというふうに思っていますので、先ほども申しましたように、地元の方々が、子供たちが通う、通学路ではないけれども通る、もうそれは一応通常の通学する道路であって、それで地元の子供会とかPTAとか、地元の方々がここ危ないなというふうなところらへんは、やるのかやらないのか、今回対象になっているのかなっていないのかということが、これは玉城町としての児童の交通安全対策するために大変必要なことだと思います。それは一つ、もう少し細かくできれば、その辺の考えを聞きたいんです。そういうこともやるよと言われるのか。

もう1点は、先ほど、今回会計監査員の中からも通学路の交通安全対策基準、これはやっぱり一応設けておくべきではないかと。というのは、いろんな保護者の方とか、地元があれしてこれしてというのではなくて、一応基準は決めてあれば、それに達してなければやらなければいけないし、一応これでいけるんですよというようなものを、物差しというものがあるといいかなというふうに思うんで、そういうのも含めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（風口 尚） 建設課長 真砂浩行君。

○建設課長（真砂 浩行） 建設課長 真砂。

1つ議員がおっしゃられたことで、ちょっとそごがあるので訂正をさせていただきたいと思います。

今回、探索横行時の前に予算編成がございました。1,000万円というのは、特に重要と認められるところをやるお金というふうな形で計上しております。交通安全プログラムというのは、3年から5年の間に緊急度、重要度に応じて組んでいくプログラムでございまして、前回は平成31年度、令和元年度に行われております。それで、今回は令和4年度、今回それに加え、千葉の発災を受けて新たな視点で先ほど申しました大型車とかそういうふうな話の部分につきまして整理をさせてもらったところ、31箇所の部分が上がってきたというふうなことで、それもプログラムに加えまして、優先を整理するのが、序列を組むのが10月末というふうな形で今進めておるような次第でございまして、この1,000万円につきましては、当然PTAの要望、それと各地元から出ておる交通安全に関しての要望も組み入れ、重要度とか半別するのに、事故の発生状況とか、多発地点、それと道路パトロールで発見された視通の悪いところとか、そういう話の対応をしております。交通安全対策費だけやなしに、視通の悪いところは非所属もあるんです。民地から出ておる庭木とかそういうんで視野を遮るとか、そういう形につきましては、民地の枝木でございまして、所有者に向けて伐採依頼をかけたり、そういうふうなこともやっております。

そのようなことで、通学路以外にも、今までの取組というのをちょっと併せてご紹介させていただくのですけれども、出会い頭の事故とか、交通規制、一時停止等を引いておるにも関わらず事故が多いところ、例えば田丸世古線で世古地内の部分なんですけれども、そのところは路面標示ということで交差点というふうに分かるように赤いやつをしたり、そういうふうな格好で対策を講じるところでなんですけれども、なかなかその事故は減っておらないというようなことも踏まえ、今後また対策を講じていかなあかんと。ほかにも、直線で飛ばしやすい養村へ向いていく直線道路には道路鋸、交差点にばかばか光るやつですね、そういうふうな形とか、あと、ポストコーンとか、防護柵とか、そういうふうな、あと見通しの悪いところを補助的な施設でございますカーブミラーの設置等を対策を講じるとる次第でございます。

以上です。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局長 梅前宏文君。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

教育委員会の考えております通学路の定義というか、そういったものなんですけれども、集落の主要な集合場所を起点として、そこから学校までというふうになつとるんですけれども、議員仰せのそれ以外の場所となってきた場合には、当然その交通量であったりとか、危険な部分であるとか、そこら辺当然地区やその場所によって様々であると思いますので、言われるとおりの区部からの要望であったりとか、PTAからの要望で、そのときはまたそれで個々で個別に対応をして、安全施設であるとかをお願いしたり、その対策をお願いしたりはしております。

以上でございます。

○議長（風口 尚） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 分かりました。

一応グリーンベルトというのは、以外と意識としては、歩行者の方が通る、そして通学路の子供たちが通るという認識を、運転側から見て認識できるので、ここはちょっと気をつけなあかんというようなことですので、そういった整備をしていただくことと、もう一点は、この通学路の対応につきましては、グリーンベルト以外も真砂課長言われたように、いろんな安全対策を取っておるということですので、ぜひそういった皆さんが目が届かないところは多いと思うので、協働のまちづくりをしていますので、いつ何どきに大きな事故が起こってはいけないと思いますので、このグリーンベルトにつきましても、早くしていただきたいことと、もう少し住民の意見をしっかり聞いてしていただきたい。

次にいきます。

次は、先ほど北議員さんからおおむね話をされましたお城広場の件でありますので、内容についてはお聞きをしましたが、今、芝生から土に変えるのに際しては、芝生の中に雑草が生えてということなのですけれども、一般的には、もう造る段階で、もともと、

やっぱりその管理の在り方というのが僕は非常に大事、管理の在り方。草が生えてくるのはもう管理不備やというふうな形になります。本来、芝生がきれいに生えそろうって、そして日常管理ができておれば、そんな町民大会でも大きなけがもしないだろうし、何かつまずくようなこともないだろうというふうに思いますので、1つは不備として、やっぱりいろんな施設を造る中において、管理が不十分な面があったのかなと思いますので、おおむね北さん答えてもろたもんで、その管理の在り方について、僕は、残っているところも芝生に残すというふうなお話がありましたので、その辺について見直しをされるかどうかを聞きます。

○議長（風口 尚） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

平成10年に改修されて、当初はやっぱりきちんと管理されていたという話を聞きました。トラクターがあり、声を上げて水をやったり、特にサッカーが盛んになってきて、サッカーの場合、スパイクを履いてやります。そうすると芝の根を切ってしまう。特に中学生が使うと、その芝が切れて枯れてしまう、今土の状態になっているところは、少年サッカーの子供たちの使い方とやっぱり中学生は全然違いまして、余計そういうふうな土のところが出てきたり、そこに雑草も生えてということで、奥川議員言われる管理のほうになかなか追いつかなかったというのが現状かなと思います。今でも芝刈り、トラクターで回ってもらって、基本、教育委員会の考え方としては、施設というのは、いつでも気持ちよく使える状態にすることが基本であるというふうに認識して、芝刈りのほうをやっています。今できる範囲できれいにしようということはやっていたのですが、それが限界というんですか。あまりにも土のところが広くなり過ぎて、このままやったら、もう土のほうがいいわというそういう意見を聞きましたので、土に踏み切ろうということなんです。

それと、もう一つ、土にする前に私たちももう一回芝を張ろうかということも考えました。また、人工芝にしようかということも議論しました。1つは、人工芝の場合は、全部掘ってコンクリートで全面をして、その上に人工芝を張るというそういう作業になってくる。そうすると遺構を傷つけるというか、新しく物をそこへ造ることができませんので、それに該当してしまうということで、県の許可も得られないというふうなことで、人工芝のほうは1つ構想から抜けました。

芝を張るということ、もう一遍張り直すということも考えたのですが、それをやろうとすると8か月ぐらい使えない状況や、それと、今回の芝を張ってから大方20年ぐらいたってきたんですかね、そうすると、やっぱり管理の部分で、なかなか現実難しいと。プロのサッカー場みたいに管理する人がおって、常にきれいにしているという、そういうことが現実難しいだろうということで、また同じ事の繰り返しになるのではないかとということで、土を選びました。土を選んだ理由も、サッカーしている人に聞いたときに、土でもいいという、そういう返答があったので土に決定したわけなんです。

もう一つ、将来的に考えたときに、土にしておけば、将来的に公園となったときに、もう一遍芝を張るといふときに、そういう作業もより簡単にできるのではないかという事で、ずっと土というふうには思っていなくて、公園化された場合にはもう一回芝を張りたいたいというふうに、そんな先々のことも考えながら、今回そういう決定をさせていただいたところです。もちろん、お金の部分も随分違うんです。それよりも、さっき説明したように、土が今のところ一番いい方法ではないかという結論を出して土にさせていただいたということです。

以上です。

○議長（風口 尚） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） さすが教育部長で、ご丁寧に説明いただきました。

一応管理費というのは、常にどこにおいても非常にかかる、目に見えないけれどもということなので、それも考慮して、今回、そういったグリーントップというものをご使用いただくという構想だし、将来のことも、また芝へ戻していくんだと。当然文化財の中にありますので、やっぱり公園的なものにしていくと。

あと一つだけ、これをする事によって、使用方法に対する問題が出てこないのかなというのと、今現状使用してもらっている方々の意見を十分聞いてこの事業に入るのかと、これだけ教えてもらえませんか。

○議長（風口 尚） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 教育長 中西。

土にして、これからどうやって使っていく、サッカーを中心に考えていますが、夏祭りとか、桜まつりとか、そういう部分でも、グリーンサンドにすることで、マイナスになるかという、現に中央公民館及び各小学校、車が前回も雨降っていたときかな、入ってしまったのですが、それでも十分耐えうる構造になっていて、これからいろんなイベントするに当たっても、十分グリーンサンドの土の状態でも、今までどおりのイベントができるのではないかということは思っております。

○議長（風口 尚） 教育委員会事務局長 梅前宏文君。

○教育事務局長（梅前 宏文） 教育事務局長 梅前。

あと、その使用をしている団体さんに意見というか、現在の利用形態を聞かせていただいて、ちょっと目印的なものも、中学校のサッカーであるとか、スポ少のサッカー一部であるとか、聞かせていただいて、利用形態をきちっと決めさせていただいて、使う部分について改修をさせていただきたいと思っておりますので、そういったことでの意見は聞かせてはいただいております。

○10番（奥川 直人） 議長、すみません。質疑のやり方、今ちょっとうっかりしました。

○議長（風口 尚） 奥川さん、一回わしは別のことやと思ったもので、わしは許可したけれども、これちょっと。

○10番(奥川 直人) だから、言うてますやんか。ごめんなさいと言うてますやんか。

○議長(風口 尚) 気をつけてください、すみませんが。

○10番(奥川 直人) ありがとうございます。じゃ、よろしくお願ひします。

○議長(風口 尚) これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第70号ないし議案第74号及び日程第8 発議第6号

○議長(風口 尚) 次に、日程第6、議案第70号 令和3年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)ないし議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)及び日程第8、発議第6号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出については質疑の通告がありませんでしたので、省略いたします。

暫時休憩いたします。

(午前9時50分 休憩)

(総務産業常任委員会・予算決算常任委員会付託表を配布する)

(午前9時52分 再開)

○議長(風口 尚) 再開いたします。

提出された議案のうち、会議規則第39条第1項の規定により、議案第64号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正ないし議案第68号 伊勢市と玉城町との間における下水道施設の利用及び下水処理の事務の委託についてを総務産業常任委員会に、議案第52号 令和2年度玉城町一般会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第62号 令和2年度玉城町下水道事業会計決算の認定について並びに議案第69号 令和3年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし議案第74号 令和3年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)の各議案につきましては、予算決算常任委員会へ、議案付託表のとおり審査付託をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 異議なしと認めます。

したがって、各議案につきましては、議案付託表のとおり、各常任委員会に審査付託することに決定いたしました。

お諮りします。

精査のため、本日午後から9月23日まで休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(風口 尚) 異議なしと認めます。

したがって、本日午後から9月23日まで、休会とすることに決定いたしました。

来る9月24日は、午前9時から本会議を開き、委員長報告、討論、採決を行いますか

ら定刻までにご参集願います。
本日は、これで散会いたします。
ご苦労さまでした。

(午前9時54分 散会)